

ける事故直後1年目の平均実効線量は、成人の平均実効線量の2倍以内と推定された。また、臓器の吸収線量について、福島県内の避難対象外行政区画（UNSCEARが、避難が行われなかった福島県内の行政区画として整理した地域をいう。）のうち、事故直後1年間の推定甲状腺吸収線量が最も高かったのはいわき市と福島市の居住者であった。

イ 被ばくは確定的影響のしきい値を大きく下回っており、このことは、放射線被ばくを原因と生じ得る急性の健康影響が報告されていないこととも一致している。

ウ 被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない。

(3) UNSCEAR 2015年報告書（乙B41）

ア UNSCEAR福島報告書の刊行後に新たに審査した情報源を検討しても、実質的に同報告書の主要な知見に影響を及ぼしたり、その主要な仮定に異議を唱えたりするものはなかった。

イ UNSCEAR福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量または将来に受ける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある。

ウ 日本の公衆の被ばく線量は、平成23年以降は有意に減少した。食品に含まれる放射性核種の継続的な摂取による内部被ばくからの総実効線量への寄与は小さく、再浮遊した放射性セシウムの吸入からの被ばくへの寄与はごくわずかである。個人線量計で測定された外部被ばく線量、または線量率の測定及び個人の聞き取り調査から推定した線量は、UNSCEAR福島報告書で報告された情報と基本的に合致している。

エ 本件事故当時に妊娠していた福島県内の女性 8 6 0 0 名を対象にした調査における望ましくない妊娠結果の発生率は、死産、早産及び低出生体重でわずかに低く、出生時異常でわずかに高くなっている。同調査の報告者らは、福島県内において、出生に関して有害結果が過剰にあるとの明確な証拠はないと結論している。

オ 現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇（すなわち疾病発生頻度の上昇）を証明できない可能性が高いという考えを示すために「識別可能な上昇なし」という表現を使用している。UNSCEAR福島報告書では、この表現が、リスクがないとする、あるいは被ばくによる疾患の症例が今後付加的に生じる可能性を排除するものではないと同時に、特定の集団においてある種のがんの生物学的な指標が見つかる可能性を否定するものではなく、さらに、かかる症例に伴う苦痛を無視するものでもないと明記している。

第4 放射線被ばくに関する報道状況及び内部被ばく防止措置等（甲B6，9，乙B18ないし23，43ないし49，丙A5の1）

1 本件事故以降、福島県内を中心に発行している地元紙を始め、全国紙やインターネットニュースにおいても、本件原発周辺では他の地域に比べて高い放射線量が観測されていること、本件事故の直後、本件事故が原因で、福島県内の約8万人の住民が避難したこと、数百人が被ばくをした可能性があること、放射性物質を含むいわゆる「汚染水」が地上タンクから漏出していること、余震が収まっていないこと、本件事故の復旧作業には長時間を要することなどが連日のように報道された。

もともと、本件事故による被ばくの人体への影響の有無については、福島県内で測定されている放射線量程度では人体の健康への影響はないこと、発がんリスクは一度に高い放射線被ばくを受けない限りは高まらないと考えられていること、胎児に対する悪影響を懸念する必要性はないこと

が報道され、本件事故に基づく被ばくに対しては冷静に対応し、過度に心配すべきではないことが呼びかけられた。

また、原子力安全委員会は、平成23年3月26日、積算線量の試算について、屋外滞在を8時間、屋内滞在を16時間として、屋内滞在については低減係数0.4を乗じることなどを公表しているところ、この試算による場合には、毎時0.23 μ Svの空間線量率をもって、年間1 mSvの被ばく量の目安となることが報道されている。

2 被告国は、平成23年3月17日、原子力安全委員会から示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食用に供されないよう販売その他について十分処置されたいとの通知を発するとともに、同月21日以降、原災法に基づき、福島県内において、葉菜類の一定の食品に係る政府による摂取制限措置及び原乳、野菜類等に係る出荷制限措置を講じた。

同年4月4日に、厚生労働省は、当分の間、上記暫定規制値を維持することを公表するとともに、同日付けで、地方自治体に対し、農畜水産物等の放射性物質の検査計画策定及び実施を求めた。

そして、地方自治体の実施した放射性物質検査の結果は、厚生労働省が設置するウェブサイトにおいて公表されるとともに、農林水産省が設置するウェブサイトにおいても、農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表された。

その後、被告国は、平成24年4月から、食品中の放射性物質に関する新しい基準値を採用するとともに、同基準値は、年間の線量上限値を1 mSvとして、これに基づき一般食品等に割り当てる線量を決定したものであり、その旨及び100 mSv未満の低線量による放射線の影響は、科学的に確かめることができないほど小さなものと考えられているなどとして、すべての者にとって、安全が確保されているものと考えている旨を、

厚生労働省の設置するウェブサイト上で情報提供した。

3 被告国は、平成23年3月、経済産業省のウェブサイトにおいて、「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ & A」と題して、福島県内の住民等に対し、観測されている程度の放射線量では雨や水道水によって健康被害が生じることはないこと、放射線への感受性が高い子どもや胎児に対しても健康に悪影響は生じ得ないと考えられることなどを発表するとともに、同年4月、厚生労働省のウェブサイト及び同省発行のパンフレットを通じて、子ども及び胎児に関する放射線の影響の有無について、上記区域外における放射線量の被ばくでは胎児への影響や子どもへの影響が及ぶことはないことを発表した。また、保安院は、同年3月以降、本件原発から30km以遠に居住する住民を対象に、放射線の人体への影響に関する情報を提供するため、ニュースレターを発行した。

さらに、福島県知事も、平成23年3月以降、県のウェブサイトを通じて、上記と同旨の記事を掲載している（乙B23の1, 2）。

第5 被告国等の避難指示に基づかずに居住地を移転した原告らに係る相当因果関係

原告らは、被告国等の避難指示に基づかずに生活の本拠を移転した原告らについても、主として本件事故によって放出された放射性物質による放射線の作用を避けるために上記移転をした旨を主張している。

前記のとおり、本件事故と権利侵害及び損害との相当因果関係を検討するに当たっては、通常人ないし一般人の見地に立った社会通念を基礎として、これを検討することとなる。

そして、本件訴訟においては、放射線による健康被害それ自体を被侵害利益ないし損害として相当性を検討するのではなく、通常人ないし一般人の見地に照らして、生活の本拠の移転が本件事故との関係で法的に相当であるといえるかどうかを検討するのであるから、当該移転をしないこ

とによって具体的な健康被害が生じることが科学的に確証されていることまでは必要ではないものの、科学的知見その他当該移転者の接した情報を踏まえ、健康被害について、単なる不安感や危惧感にとどまらない程度の危険を避けるために生活の本拠を移転したものといえるかどうかことが重要と考えられる。

1 低線量被ばくにおける確定的影響及び確率的影響

まず、前記認定事実によれば、少なくとも被告国等の避難指示のない区域に居住していた者については、その被ばくする放射線量は、確定的影響のしきい値を大きく下回っているものといわなければならない。

次に、低線量の放射線を継続的に受ける場合、すなわち低線量被ばくによる健康被害に対する確率的影響について検討する。

上記第3のとおり、ICRP勧告においては、放射線被ばくに係る確率的影響について、放射線防護の観点から、被ばく線量と、被ばくによる人体の影響に関する確率との関係は、しきい値のない直線関係が存在するという考え方を採用し、科学的にも説得力がある要素であるとしている。

もっとも、ICRP勧告は、この直線しきい値なしモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的又は疫学的知見が直ちに得られそうにもないといった指摘もしているのであって、上記モデルが科学的に実証されたものということとはできない。また、国際的合意をもとに低線量被ばくの影響についてまとめたリスク管理WG報告書においても、低線量被ばくのリスクに関する科学的な解明はされていない旨が指摘されているのであって、低線量被ばくにおける人体への影響について上記モデルが妥当かどうかについては、科学的に明らかではないといわなければならない。

しかしながら、上記モデルについてのこれらの問題性は、主として、種々の要因がある発がんについて、低線量被ばくの場合を取り出して疫学

的な検討を加えることが困難であることに起因するものであって、低線量被ばくの確率的影響について、しきい値の存在を積極的に認めるべき根拠も明確ではないというべきである。

以上を本件事故についてみるに、本件事故による健康への影響を調査報告する上記第3の4に掲げたUNSCEAR報告書によれば、被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられないとされているとはいえ、このことは、現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇を証明できない可能性が高いという趣旨にとどまるのであって、リスクがないとか、被ばくによる疾患の症例の今後の発生の可能性を排除するものではないというのであるから、直線しきい値なしモデルと矛盾するものということもできない。

2 当該移転者の属性に関する一般的検討

(1) 上記認定事実によれば、高線量被ばくにおいては、放射線による発がんリスクは成人と比較して小児期及び思春期の子どもの方がより高いとされており、妊娠のごく初期においては、確定的影響として流産が起こることが指摘されている。

低線量被ばくにおいては、年齢層等の相違による発がんリスクの差は明確にされていない。

このほか、一般に発がんの相対リスクについては若年ほど高くなる傾向があることや、男性よりも女性が放射線に対する感受性が高いこと、胎児期は放射線感受性が高いなどといった指摘がある。

(2) また、上記認定事実によれば、地表での沈着密度が高い行政区画において、避難しなかった人としては最大の推定実行線量が得られたというのであって、また、幼児の平均実行線量は、成人の平均実行線量よりも大きいものということができる。

3 新聞報道及び被告国の情報提供等状況及び内容

次に、新聞報道及び被告国の情報提供等の状況及び内容につき検討する。

上記第4で認定したとおり、低線量被ばくの影響については、子どもや胎児を含めても健康に悪影響を生じないことを、被告国及び福島県は情報提供している。そして、新聞報道においても、本件原発によって福島県内において観測された程度の放射線量では人体への影響は生じないため、過度に意識する必要はないということが述べられている。

もともと、特に新聞報道においては、連日のように本件事故に関する記事が掲載されていることに加え、基準値を超える食物が出荷されないことや、復旧の目途がつかっていないことなどが、大きな見出しとともに記載されている。

4 避難の合理性についてのまとめ

(1) 以上によれば、低線量被ばくによる確率的影響の有無及び程度は、科学的には明らかではないといわざるを得ないものの、ICRPという国際的な委員会において、直線しきい値なしモデルが採用され、科学的にも説得力がある旨の勧告がなされているのであるから、当該移転者において、被告国等による避難指示の基準となる年間 20 mSv を下回る低線量被ばくによる健康被害を懸念することが科学的に不適切であるということまではできない。

そして、放射線による健康被害には、発がん等いったん生じれば、治癒困難で死に至りかねない重篤なものが含まれるのであるから、我が国において未曾有の放射線被ばく事故である本件事故が発生し、福島県内で、連日のように本件事故に関する記事が掲載され、食物の出荷制限が続き、復旧の目処もついていないといった、不安を募らせることも無理もないような記事が報道されていた状況にあっては、被告国及び福島県が低線量被

ばくについて人体への悪影響はない旨の情報提供をしているなど、被告らの指摘する諸事情を踏まえても、通常人ないし一般人において、科学的に不適切とまではいえない見解を基礎として、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まったと考えられる地域に居住し続けることで生じる、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の危険を、単なる不安感や危惧感にとどまらない重いものと受け止めることも無理もないものといわなければならない。

また、低線量被ばくにおける年齢層等の相違による発がんリスクの差は明確ではないものの、通常人ないし一般人において、上記科学的にただちに不適切とはいえない見解を基礎とするとともに、一般論としての、発がんの相対リスクが若年ほど高くなる傾向や、女性及び胎児について放射線感受性が高いといった指摘に加え、地表での沈着密度の高い行政区画において推定実効線量が高くなること、幼児の平均実効線量が成人よりも大きいものとなるといった指摘を併せ考慮することも、あながち不合理なものとはいえないというべきである。

加えて、本件事故発生の中及び直後において、放出された放射性物質の量や実効線量等が判然としない中で、本件事故により放射性物質が放出されたとの情報を受けて自主的に避難をすることについても、通常人ないし一般人において合理的な行動というべきである。

(2)ア 被告東電は、中間指針等が定める相当な賠償対象期間を超えて避難をした者につき、その割合がその者の生活の本拠であった地域において少ないことをもって、避難の合理性はない旨主張する。

しかしながら、社会は多様な価値観を有する多くの人々により構成されており、相当因果関係を判断する際の通常人ないし一般人の見地に立った社会通念も、そうした人々の価値観の多様性を反映して一定の幅があるものと考えられる。したがって、同様の放射線量の被ばくが想定される

状況下においても、その優先する価値によっては、避難を選択する者もいれば、避難しないことを選択する者もおり、これらが、通常人ないし一般人の見地に立った社会通念からみて、いずれも合理的ということがあり得る。そして、このような場合には、避難先及び避難先での生活の見通しを確保できたかどうかといった経済的な事情が避難決断の決め手となることもあるのであるから、周囲の住民が避難している割合の高低をもって、避難の合理性の有無を判断すべきではなく、個別の原告が置かれた状況を具体的に検討することが相当である。したがって、被告東電の上記主張を採用することはできない。

イ 被告東電は、中間指針等が定める相当な賠償期間を超えて、避難を継続する合理性はないとし、個別の原告ごとの具体的賠償期間を、別紙弁済の抗弁関係一覧表「左記対象期間（但し、自主的避難等対象者については自主的避難等自主的避難等に対する賠償の対象期間を記載）」欄記載のとおり主張し、同一覧表「その他の区域指定」欄に「自主的避難等対象区域」と記載された者については、18歳未満の者等を除いて、「平成23年3月11日から平成23年4月22日」と主張しているが、被告東電の主張する上記期間が、避難の合理性の存する期間であることについての具体的な主張立証はない。

この点、被告東電の主張する上記期間の最終日である平成23年4月22日が、被告国が警戒区域等を指定した日であることからすると、同日に何ら区域指定されなかった地域において、同日は、被告国から本件事故による避難をする必要はない旨が表明された日であり、国民がこれを知った日とも解される。

しかしながら、個別の原告らにとって、平成23年4月22日の時点において、同日における区域指定と、科学的知見を基にした避難の合理性の関係が明らかであったと認めるに足りる証拠はない。また、被告

国において、被ばく放射線量に関連する事柄について採用する基準が政策目的により異なることが、上記3電離放射線に係る労災認定基準からも伺えることや、ICRP勧告が経済的及び社会的要因という医学的要因以外の要因を考慮していることからすると、中間指針等が定める賠償期間を超えて避難する合理性がないと断ずる理由はない。また、避難指示の基準となっている年間積算線量20mSvをICRP勧告の内容に照らしてみると、同値は、緊急時被ばく状況においては、最低値ではあるものの、種々の自助努力による防護対策が勧告されている現存被ばく状況においては最高値なのであるから、これを基準の一部として避難指示が解除されたからといって、帰還をしないことが不合理とはいえない。

(3) 以上を踏まえると、後記第10節(個別損害論(争点⑩ないし⑭)の各論)において個別の原告の相当因果関係の有無を判断するに当たっては、本件事故発生の最中及び直後を別にして、まず、単に不安感や危惧感を抱いたということで相当性を肯定することはできない。もっとも、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まった場合には、このような、科学的に不適切とまではいえない見解を基礎として、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の危険を重いものと受け止めることが無理もないものであることや、年齢、性別等による放射線感受性の違い、幼児の受ける平均実効線量の成人との違い、地表の沈着密度による実効線量の差異等については、当該移転者の属性として考慮することが不合理ともいえないことを前提とすることが相当と考えられる。そして、以上を基礎として、当該移転者の、本件事故当時の生活の本拠、特に、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まったかどうかや、年齢、性別、職業、避難に至った時期及び経緯等の事情並びに当該移転者が接した情報のもとにおいて、当該居住地の移転が、本件事故との関係で法的に

相当といえるかどうかについて検討することが適切であると考ええる。

5 避難を継続する合理性についてのまとめ

前記のとおり、避難を継続する合理性については、個別の原告について、従前の生活の本拠への帰還をしていない事情によっては、これを踏まえて当該原告らの損害の程度及び額を評価することが適切と考えられる場合もあり得る。

もっとも、本件訴訟における被侵害利益が、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであることに照らせば、帰還を当初から念頭に置かずに生活の本拠を移転した者や、生活基盤を移したことにより再度の移転が困難な者の損害が格別に小さいということとはできないし、避難の合理性について上記で検討したところに照らせば、被告国による避難指示が解除されたからといって、健康被害を懸念して帰還しないことが合理的でないと評価することについては、慎重であるべきである。

加えて、本件事故に起因する避難によって、本件事故発生時における生活の本拠が、共同体としての機能や、生活上の利便性を喪失した場合においては、実効線量の低下や避難指示の解除があったからといってたやすく帰還できるものではないといわなければならないから、個々の原告らについて、避難継続の合理性を検討するに当たっては、以上の見地を踏まえる必要があるというべきである。

第7節 慰謝料算定における考慮要素（争点⑨）

原告らは、本件訴訟において、一律請求をするものではなく、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害（慰謝料）の算定を行うべきものとして損害賠償請求をするものであるから、本節においては、上記個別具体的な事情を検討する前提として、慰謝料算定における考慮要素につき、原告らの全部又は一部に共通するものを検討する。

第1 基本的な考え方

慰謝料の金額をいかに算定するかについては、原則として、事実審裁判所の自由裁量に属するところであり（最高裁昭和44年（オ）第555号同年10月31日第二小法廷判決・集民97号143頁）、裁判所は、原則として、訴訟の資料として現れた一切の事情を斟酌することができる。したがって、上記第2章の第6節争点に関する当事者の主張第9（慰謝料算定における考慮要素）の原告らに係る第1項の主張（別紙慰謝料の考慮要素一覧表を含む。）は、裁判所が一切の事情を斟酌する際の参考としての主張と解される。

もっとも、原告らの上記主張は、別冊1における各原告の主張と併せて、個々の原告において、被侵害利益である平穩生活権が包摂する権利利益のいずれを侵害されたと主張するのかを明らかにする趣旨と解されるから、事実審裁判所は、必ずしも上記斟酌した事情を一々説示する責めを負うものではないが（大審院大正4年（オ）第566号同年10月13日第三民事部判決）、後記第10節において、個々の原告が被った損害等（争点⑪）及び慰謝料額（争点⑫）を検討する際は、原告らの上記主張及び別冊1における各原告の主張を踏まえ、平穩生活権が包摂する権利利益の侵害の具体的内容及び程度に着目することが相当と考えられる。

第2 財産的侵害等に対する賠償

1 被告東電は、本件訴訟において請求されている被侵害利益以外の権利利益の侵害（以下、単に「財産権侵害等」ということもある。）を補填するための支払がされていることが、慰謝料の補完的作用から、本件訴訟における慰謝料減額の考慮要素になるとする。

しかしながら、原告らのうち、本件事故により財産権侵害等を受けたものの、被告東電に対してその損害賠償を未だ請求していない者は、本件訴訟とは別に、被告東電に対し、その請求権を行使することができ

る。そして、その請求権の消滅時効に関しては、平成25年法律第97号東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律3条により、民法724条前段の「3年間」を「10年間」、同条後段の「不法行為の時」を「損害が生じた時」とする旨規定されていることから、現時点は、その消滅時効完成までに期間的余裕のある時期にあるということが出来る。

したがって、原告らのうち、被告東電に対し、本件事故による財産権侵害等の損害賠償請求権を取得したが、未だその請求を行っていない者は、今後も一定期間これを請求することが可能であるから、既に上記請求権を行使した者が、今後行使する者に比べて、平穩生活権を侵害されたことによる損害としての慰謝料を減額される理由はない。

また、本件事故により財産権侵害等を受け、損害賠償請求権を行使した者が、本件事故により財産権侵害等を受けていない者に比べ、平穩生活権に係る慰謝料を減額される理由はない。

以上のとおり、被告東電の上記主張は採用できない。

2 原告らの中には、慰謝料算定の考慮要素として、本件事故を原因とする所有不動産や動産の価値の減少を主張する者がいるが、原告らは、本件訴訟において、被侵害利益を財産権とする損害賠償を請求しておらず、また、財産権侵害に関する具体的な主張立証もしていない。よって、本件事故が原因で被った財産的損害に関する精神的苦痛は、本件訴訟において慰謝料額を算定する際の考慮要素とはならない。

以上のとおり、原告らの上記主張は採用できない。

第3 健康被害に対する慰謝料

原告らの中には、本件事故が原因で特定の疾病を発症した旨主張

する者がいるが，原告らは，本件訴訟において，被侵害利益を生命ないし身体の利益とする請求をしていないから，本件事故が原因で特定の疾病を発症したこと自体の精神的苦痛は，本件訴訟において慰謝料額を算定する際の考慮要素とはならない（以下，生命ないし身体の利益に対する侵害を「健康被害」という。）。

原告らのうち，本件事故により健康被害を受けた者が，今後，本件訴訟における請求とは別に，被告東電に対し健康被害につき，これに係る慰謝料を含め，損害賠償請求をすることができることは，上記第2の1で説示したところと同様である。

第4 非難性の有無及び程度

上記第1のとおり，慰謝料の算定は，裁判所の自由裁量に委ねられており，被告らの非難性の有無及び程度は，上記一切の事情として慰謝料算定の考慮要素となり得るものである。ところで，一般に，加害者の故意又は重過失は慰謝料増額の考慮要素とされているが，慰謝料算定の考慮要素と故意又は過失は，別個の法律要件に位置づけられるものであるから，非難性の有無及び程度を考えるにあたっては，予見可能性や結果回避可能性という規範的評価を経る必要はなく，故意又は重過失の基礎となる事実自体を慰謝料算定の考慮要素として斟酌することが可能である。また，予見可能性に関わる事情は，予見可能性が発生したと評価された後のものについても，慰謝料算定の考慮要素となり得るものと考えられる。

そうすると，被告らの非難性が，特に非難に値する事実に基づくような場合には，これを慰謝料増額の考慮要素として評価した上で慰謝料額を算定すべきである。ただし，原賠法3条1項は，原子力事業者が無過失である場合についても過失がある場合と同等の損害賠償責任を負うとしていることからすると，無過失であることを基礎付ける事実を，

慰謝料減額の考慮要素として評価することはできないものと考えられる。

また、仮に、被告東電が、その実施していたと主張するS A対策を実際に一部行っていたとしても、現に本件事故が発生している以上、本件事故の規模に何らかの影響があったとしても、実際に発生した本件事故により被害を受けた原告らにとっては、これによってその精神的苦痛が慰謝されるものということとはできないから、慰謝料減額の考慮要素にはならない。そして、被告東電のS A対策が不十分であったとしても、被告東電の非難性は、既に説示した津波に係る予見可能性を基にした結果回避措置を講じなかったことについて評価することにより評価し尽くされるべきものであるから、慰謝料増額の考慮要素にはならないと考えられる。

第5 被告東電に対する非難性の有無及び程度

1 前記第3節（津波対策義務に係る予見可能性（争点④））及び第4節（結果回避可能性（争点⑥））において認定及び説示したところに加え、証拠（甲A29）及び弁論の全趣旨によると、被告東電の非難性については、次の点を指摘することができる。

(1) 被告東電は、本件事故の原因である本件原発の敷地地盤面を超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる規模の津波の到来につき、遅くとも平成14年7月31日から数か月後に予見可能であったにとどまらず、遅くとも平成20年5月の時点において、予見していたものであること

(2) 被告東電は、通商産業省から、同省が、4省庁報告書及び7省庁手引の策定当時、その時点における津波数値解析計算の精度について、二倍程度の誤差があり得ると指摘されていたことから、津波数値解析計算の結果の二倍で津波高を評価した場合に各原子力発電所が受ける影